



ハイライト ■審議会委員候補者の決定について
■平成26年度整備予定区域について

発行日：平成26年5月15日 編集：渋谷土地区画整理事務所

審議会委員候補者の決定について

大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理審議会の委員の方々の任期が本年5月29日を以って満了することから、現在、次期(第5期)審議会委員を選出するための手続きを行っています。

この手続きの一環として、去る4月22日から5月1日までの10日間、審議会委員の立候補の受付を行った結果、届出のあった立候補者は下表の8名(宅地所有者7名、借地権者1名)の方々です。

立候補者数が条例で定める定数を超えなかったため、5月25日に予定していた投票は行いません。これにより、5月26日に8名の立候補者を当選人と定める公告をすることで、審議会委員に決定となります。

《 審議会について 》

【名称】 大和都市計画事業渋谷(南部地区)
土地区画整理審議会

【目的】 事業を円滑に運営するために、換地計画
や仮換地の指定等の重要な事項について、
関係権利者の意見を反映させる。

【設置年月日】 平成6年6月28日

【根拠法令】 土地区画整理法第56条等

【委員の定数】 計10人

【構成】 宅地所有者7人[選挙で選出]

借地権者 1人 [//]

学識経験者2人[施行者(市)が選任]

【任期】 5年間又は事業完了まで

【審議会委員の候補者】

※五十音順 敬称略

■ 宅地の所有権を有する方

荒井 麗雄 (あらい よしお)

市川 東 (いちかわ ひがし)

大津 嘉久 (おおつ よしひさ)

五賀 達雄 (ごが たつお)

日高 辰夫 (ひだか たつお)

松川 清 (まつかわ きよし)

吉川 忠志 (よしかわ ただし)

■ 宅地について借地権を有する方

大塚 登 (おおつか のぼる)

権利変動について

相続などで所有者等の名義に変更が生じた場合には届出が必要です。仮換地証明や換地処分に向けた手続きを円滑に進めるため、権利者の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

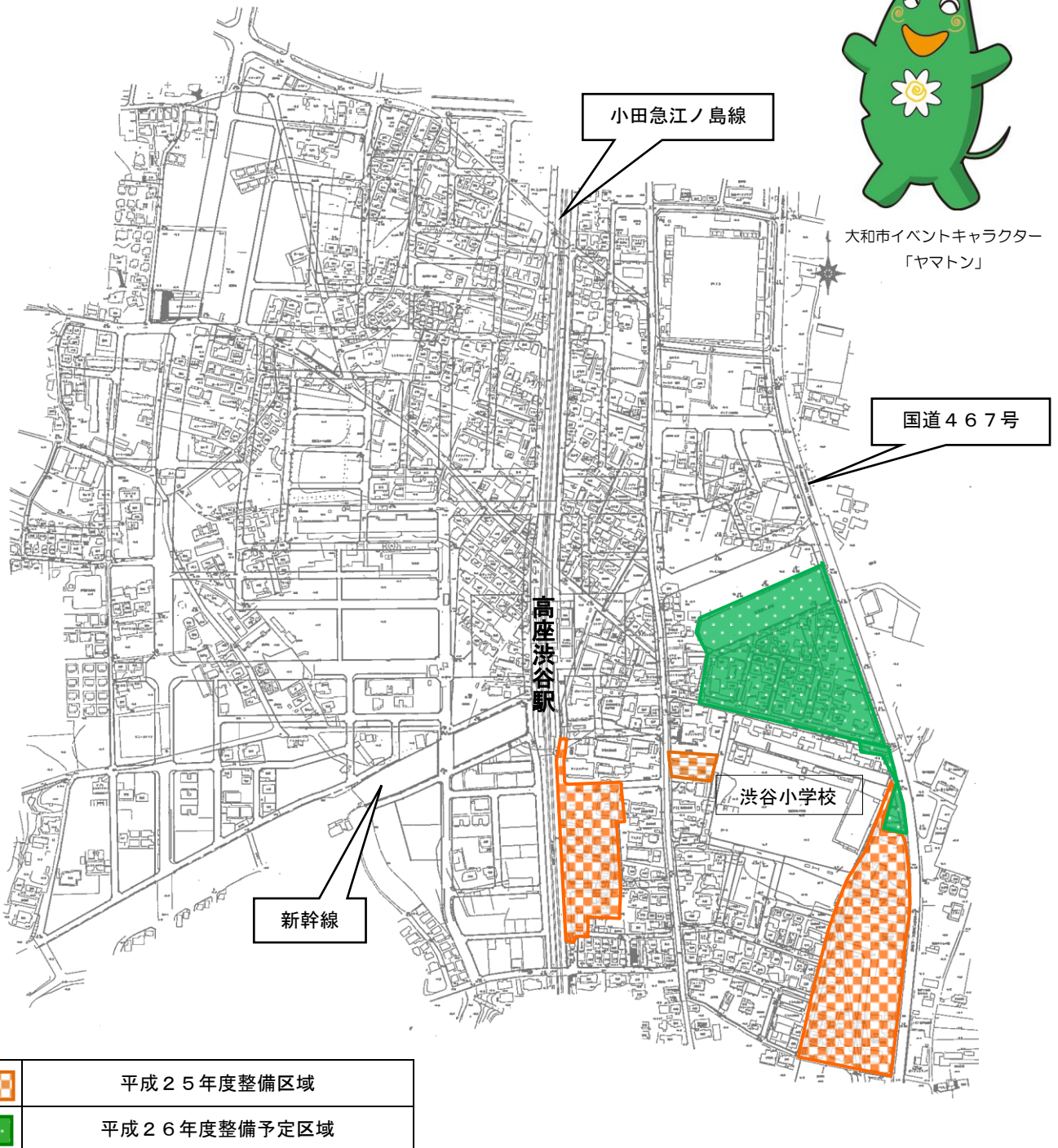


平成 26 年度整備予定区域について

平成 26 年度は、の箇所の整備を行う予定です。

付近の皆様方には何かとご不便とご迷惑をおかけすることと思いますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

《整備予定区域図》



〒242-8601 大和市下鶴間1丁目1番1号 渋谷土地区画整理事務所（大和市役所4階）

- | | | |
|-------------|--------------------|----------------|
| ■ 審議会・換地計画 | ・・・ ☎ 046-260-5721 | （事業管理課 事業管理担当） |
| ■ 道路・宅地等の工事 | ・・・ ☎ 046-260-5723 | （整備事業課 工務担当） |
| ■ 建物移転補償 | ・・・ ☎ 046-260-5724 | （ // 補償担当） |